

報告第6号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成18年9月7日提出

天理市長 南 佳 策

専決第9号

専 決 処 分 書

平成18年6月25日午後2時半頃、天理市文化センターホール内で発生した小火災事故により、当日貸館予定の公演が中止となったことに関し、相手方との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成18年7月28日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 527,379円